



令和8年度

高畠町移住定住促進事業助成金

助成内容	<p>高畠町に“移住定住”することを目的に、 住宅を取得する方へ支援するものです。</p> <p>※住宅の取得は、新築住宅、建売住宅、中古住宅であるかは問いません。</p>
助成対象要件	<p>世帯全員に町税等の滞納が無く、申請者が住宅の所有権を1/10以上を有し、次のいずれかに該当する方。</p> <p>『転入』：町外に継続して2年以上居住し、 上記「助成内容」により新たに高畠町へ転入する場合</p> <p>『貸家』：町内貸家等に継続して2年以上居住し、 上記「助成内容」により高畠町内へ転居する場合</p>
加算対象要件	<p>上記に加えて、次の要件に該当する場合「加算」有り。</p> <p>加算① 世帯員全員が45歳以下 加算② 過去3年以内の婚姻 加算③ 満18歳以下の同居する子どもがいる 加算④ 「高畠町空き家バンク」登録物件の取得</p> 
助成金額 詳細は裏面参照	<p>「助成対象要件」、『転入』の場合</p> <ul style="list-style-type: none">◎ 新築・建売住宅 40万円◎ 中古住宅 20万円 <p>「助成対象要件」、『貸家』の場合</p> <ul style="list-style-type: none">◎ 新築・建売住宅 20万円◎ 中古住宅 10万円 <p>※「転入」、「貸家」共に、住宅取得費の50%</p> <p>更に、世帯状況等により「加算」各10万円(複数可)</p> 

お問い合わせ：山形県高畠町建設課 都市住宅係

☎0238-52-4481

高畠町移住定住促進事業<<早見表>>

対象者		要件	助成額	
			<<新築・建売住宅>>	<<中古住宅>>
助成額	転入者	申請者が 町外に継続して2年以上居住	住宅取得費の50% <u>限度額 40万円</u>	住宅取得費の50% <u>限度額 20万円</u>
	貸家	申請者が 町内貸家等に2年以上居住	住宅取得費の50% <u>限度額 20万円</u>	住宅取得費の50% <u>限度額 10万円</u>
加算額	世帯全員45歳以下		+10万円	
	新婚世帯(過去3年以内)		+10万円	
	子育て世帯(満18歳以下の子)		+10万円	
	空き家バンク登録物件 【登録物件+利用登録者】		/	+10万円

※申請(対象)者は、建物の持ち分(所有権)が1/10以上であること

※他補助(助成)金との併用はできない場合がありますので、事前にご確認ください。

高島町移住定住促進事業助成金

《通常 確認事項・手順表》

事前確認	助成内容	▶別紙『交付要綱』⇒「第1条」、「第2条」
	交付対象者	▶別紙『交付要綱』⇒「第3条」
	助成金額	▶別紙『交付要綱』⇒「第4条」
申請者	交付申請	▶別紙『交付要綱』⇒「第5条」 ◎提出書類 <input type="checkbox"/> 交付申請書【様式第1号】 <input type="checkbox"/> 申請者及び世帯員全員の住民票(謄本) <input type="checkbox"/> 住宅の取得価格が分かる契約書の写し <input type="checkbox"/> 取得住宅の位置図、配置図及び平面図 ※位置図は住宅地図可 <input type="checkbox"/> 申請者及び世帯員全ての高島町の納税証明書 <input type="checkbox"/> 申請者の高島町の資産証明書 <input type="checkbox"/> 上記の他、確認するために必要な書類例 →転入者:除票又は戸籍の附票 →貸家居住者:貸家等の契約書の写し、又は戸籍の附票 →新婚世帯:戸籍謄本
	町 交付決定	▶別紙『交付要綱』⇒「第6条」 ◎申請書等審査、書類確認後、「交付決定通知書」にて申請者へ通知。 ※施工業者へ「決定通知書」の送付を希望される場合は事前にお知らせください。 ※申請内容に変更等がある場合は、お早めにご連絡ください。※要綱第7条
申請者	実績報告	▶別紙『交付要綱』⇒「第8条」 ◎提出書類 <input type="checkbox"/> 実績報告書【様式第5号】 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書等 <input type="checkbox"/> 世帯員全員の高島町内へ定住後の記載がされている住民票謄本 <input type="checkbox"/> 取得した住宅の領収書等の写し <input type="checkbox"/> 取得した住宅の写真 ※A4用紙に3枚程度の大きさ
町	助成金の確定	▶別紙『交付要綱』⇒「第9条」 ◎報告書等の審査、書類確認、現地調査後、「助成金交付確定通知書」にて、申請者へ通知。 ※施工業者へ「確定通知書」の送付を希望される場合は事前にお知らせください。
申請者	交付請求	▶別紙『交付要綱』⇒「第10条」 ◎上記交付確定後、「助成金交付請求書【様式第7号】」に必要書類を添付し提出。
町	助成金の振込	▶上記の交付請求書提出後、振込み手続き開始。約10日～14日以内に振込み。